

別紙3

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

項 目	現 行	改 正 案
本文		
1 【項目の見直し】	<p>1 診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であって、別表11の診断群分類点数表に掲げる分類区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。</p>	<p>1 診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であって、別表11の診断群分類点数表に掲げる分類区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。</p>

項目	現 行	改 正 案
別表		
1 【項目の見直し】	<p>1 1日当たりの療養に要する費用の額は、診断群分類区分及び入院期間の区分に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数に12、13又は14の医療機関別係数を乗じて得た点数（以下「所定点数」という。）に基づき算定するものとする。</p>	<p>1 1日当たりの療養に要する費用の額は、診断群分類区分及び入院期間の区分に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数に12の医療機関別係数を乗じて得た点数（以下「所定点数」という。）に基づき算定するものとする。</p>
2 【項目の見直し】	<p>2 所定点数には、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料、同部第2節入院基本料等加算（区分番号A200、A204、A204-2、A207、A207-2、A214及びA234に掲げる加算に限る。）、同部第4節短期滞在手術基本料（3に限る。）、同表第2章第1部医学管理等の費用（区分番号B001-4及びB001-5に限る。）、同表第2章第3部検査の費用（区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD419までに掲げる検査を除く。）、同章第4部画像診断の費用（通則第4号及び第6号に掲げる画像診断管理加算1並びに通則第5号及び第7号に掲げる画像診断管理加算2並びに区分番号E003（3のイに限る。）を除く。）、同章第5部投薬の費用、同章第6部注射の費用、同章第7部第2節薬剤料、同章第8部第2節薬剤料、同章第9部処置の費用（区分番号J001（5に</p>	<p>2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに掲げる点数（ロに掲げる点数の費用を除く。）の費用が含まれるものとする。</p> <p>イ 所定点数に含まれる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1章第2部第1節入院基本料 (2) 第1章第2部第2節入院基本料等加算 (3) 第1章第2部第4節短期滞在手術基本料 (4) 第2章第1部医学管理等の費用 (5) 第2章第3部検査の費用 (6) 第2章第4部画像診断の費用 (7) 第2章第5部投薬の費用 (8) 第2章第6部注射の費用 (9) 第2章第7部第2節薬剤料 (10) 第2章第8部第2節薬剤料 (11) 第2章第9部処置の費用 (12) 第2章第13部第1節病理標本作製料 <p>ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用</p>

限る。)、J 010-2、J 017、J 017-2、J 027(1に限る。)、J 038からJ 041-2まで、J 042(2に限る。)、J 047、J 049、J 052-2、J 054-2、J 062、J 122(5及び6に限る。)、J 123からJ 128まで、J 129(4に限る。)(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)及びJ 129-2(2に限る。)に掲げる処置料を除く。)並びに同章第13部第1節病理標本作製料の費用が含まれるものとする。

- (1) 入院基本料のうち、区分番号A 100の注4、A 104の注5及びA 105の注3に規定する費用
- (2) 入院基本料等加算のうち、区分番号A 205からA 206まで、A 208からA 213まで、A 215からA 233-2まで及びA 235からA 243までに掲げる費用
- (3) 短期滞在手術基本料のうち、短期滞在手術基本料1及び2に掲げる費用
- (4) 医学管理等の費用のうち、区分番号B 000からB 001-3-2まで及びB 001-6からB 014までに掲げる費用
- (5) 検査の費用のうち、区分番号D 206、D 295からD 325まで及びD 401からD 419までに掲げる費用
- (6) 画像診断の費用のうち、通則第4号及び第6号に掲げる画像診断管理加算1並びに通則第5号及び第7号に掲げる画像診断管理加算2並びに区分番号E 003(3のイに限る。)に掲げる費用
- (7) 注射の費用のうち、区分番号G 020に掲げる費用
- (8) 処置の費用のうち、区分番号J 001(5に限る。)、J 003(1に限る。)、J 010-2、J 017、J 017-2、J 027(1に限る。)、J 038からJ 042まで、J 047、J 049、J 052-2、J 054-2、J 062、J 122(5及び6に限る。)に掲げる処置料を除く。)並びに同章第13部第1節病理標本作製料の費用が含まれるものとする。